

暴風警報・特別警報発表時等の対応について

日進市教育委員会

暴風警報・特別警報（以下「暴風警報等」という。）が発表された場合または発表されることが見込まれる場合の対応については、次のとおりとします。

1 登校前

- （１）午前６時の時点で「日進市」に暴風警報等が発表されている場合は、終日休業とします。
- （２）午前６時から登校前までに暴風警報等が発表された場合も、終日休業とします。
- （３）「日進市」に暴風警報等が発表されていないが、台風の接近、大雨等異常気象により児童生徒の安全確保が困難となることが予測される場合は、登校させるかどうかを各家庭で判断してください（登校を見合わせた場合は、その旨を保護者から学校に連絡してください。）。

また、学校においても、注意報・警報等の気象情報を把握するとともに、天候、通学路の状況等から学校長の判断で、休業する、または登校を遅らせることがあります。

2 登校中

- （１）登校中に暴風警報等が発表された場合は、そのまま登校することになります。
- （２）保護者、地域の方等が付き添って登校しており、暴風警報等が発表されたことを把握できた場合は、保護者、地域の方等がそのまま登校させるか、または帰宅させるかを判断してください（帰宅することとした場合は、帰宅することを判断した人がその旨を学校に連絡してください。）。

3 在校中

在校中に暴風警報等が発表された場合は、次の方法のうち学校長の判断により、最善の方法をとります。

- （１）学校に待機させ、暴風警報等が解除された後に安全を確認したうえで下校させ

る方法

(2) 保護者に引き渡して下校させる方法

(3) その他安全な方法

4 下校中

下校中に暴風警報等が発表された場合は、原則としてそのまま下校することになります。ただし、そのまま下校することが危険と児童生徒等が判断した場合は、学校に戻るか、または近くの公共施設等に避難することになります。

5 その他

台風が接近しており、暴風警報の発表が予測される場合は、原則として給食を中止します（前日までに文書、メール配信等で連絡します。）。

この場合、午前6時の時点で警報が発表されていない場合は、弁当持参で平常授業となります。